

付録 1 : 地域情報化計画検討の経過

(1) 策定体制

【情報化推進委員会設置要綱】

下野市告示第 6 7 号

下野市情報化推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成 1 9 年 4 月 1 2 日

下 野 市 長 広 瀬 寿 雄

下野市情報化推進委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 本市において地域情報化計画を策定するにあたり、広く市民等から意見、提言を求め
るため、下野市情報化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から地域情報化計画策定の日までとする。

(会長)

第 4 条 委員会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代
理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことが
できる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、地域情報化計画策定の日をもってその効力を失う。

【情報化推進委員会名簿】

任期：平成 19 年 6 月 15 日～平成 20 年 2 月 28 日

50 音順

区 分	役 職	氏 名	備 考
学 識 経 験 者 (7 名)		金子 伸禄	中小企業診断協会栃木県支部
		川口 桂子	市教育委員会委員
		諏訪 謙一	南河内商工会青年部長
		高山 邦重	市消防団副団長
	会 長	根本 典夫	情報通信学会常務理事
		松本 典子	市社会福祉協議会理事
		渡邊 吉一	国分寺地区東北新幹線テレビ共同受信施設組合連絡協議会会長
公 募 委 員 (3 名)	会 長 職 務 代 理	伊東 延仍	公募委員
		榆木 悦夫	公募委員
		端山 端	公募委員

【情報化推進本部設置要綱】

下野市訓令第18号

下野市情報化推進本部設置要綱を次のように定める。

平成19年4月12日

下野市長 広瀬 寿雄

下野市情報化推進本部設置要綱

下野市情報化推進本部設置要綱（平成18年下野市訓令第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 高度情報化社会の進展に対応し、本市における情報化を総合的かつ体系的に推進するため、下野市情報化推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報化推進計画の策定に関すること。
- (2) 情報化施策の全庁的な調整に関すること。
- (3) その他情報化推進のために必要なこと。

（組織）

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には第一分野担当副市長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 第2条に規定する推進本部の所掌事務を分担し情報化を推進するため、本部に次の専門部会を置く。

- (1) 総務企画専門部会
- (2) 市民生活専門部会
- (3) 健康福祉専門部会
- (4) 経済建設専門部会

(5) 上下水道専門部会

(6) 教育専門部会

2 専門部会の部会長及び部会員は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。

3 部会長は、専門部会の会務を総理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は総務企画部企画財政課において、専門部会の庶務は別表第 2 の事務局の欄に掲げる課において処理する。

(推進体制)

第 8 条 所管課長及びその補助職員は、情報化のために必要な調査、研究、資料の整備等を行い、その推進を図るものとする。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

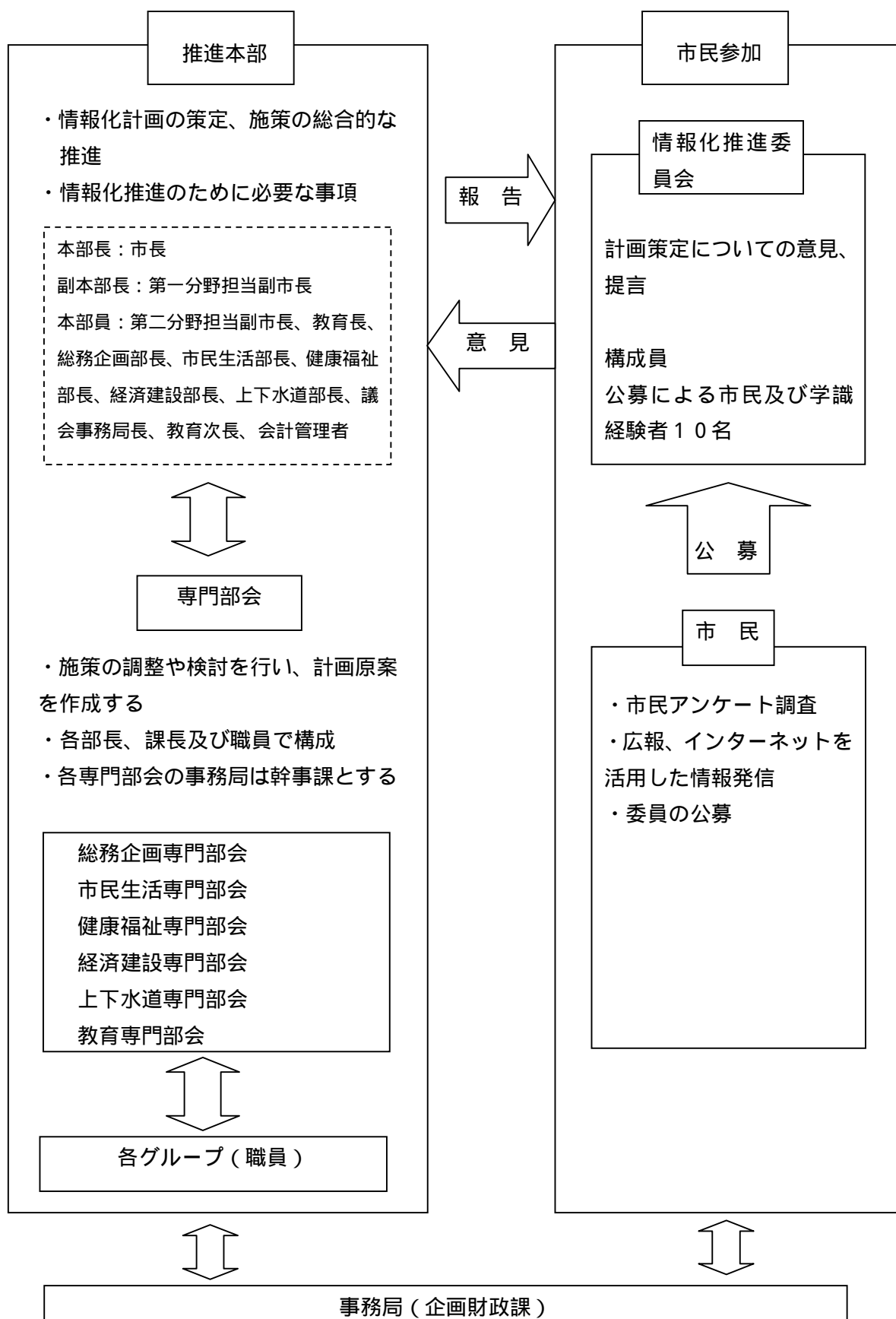
別表第 1(第 3 条関係)

	役職名	職名
1	本部長	市長
2	副本部長	第一分野担当副市長
3	委員	第二分野担当副市長
4	〃	教育長
5	〃	総務企画部長
6	〃	市民生活部長
7	〃	健康福祉部長
8	〃	経済建設部長
9	〃	上下水道部長
10	〃	議会事務局長
11	〃	教育次長
12	〃	会計管理者

別表第 2 (第6条関係)

部会名	部会長	部会員	事務局
総務企画部会	総務企画部長	議会事務局長、会計管理者、総務課長、企画財政課長、管財課長、税務課長、秘書広報課長、行政委員会事務局長	総務課
市民生活部会	市民生活部長	生活課長、市民課長、保険年金課長、環境課長	生活課
健康福祉部会	健康福祉部長	社会福祉課長、児童福祉課長、高齢福祉課長、健康増進課長	社会福祉課
経済建設部会	経済建設部長	産業振興課長、建設課長、都市計画課長、区画整理課長、道の駅準備室長、農業委員会事務局長	産業振興課
上下水道部会	上下水道部長	水道課長、下水道課長	水道課
教育部会	教育次長	教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長	教育総務課

【策定体制図】



(2) 策定の経過

開催時期		内容
平成19年	5月	下野市地域情報化計画策定方針の策定
	6月	<p>第1回情報化推進本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化の一般動向と下野市で推進する際の課題について ・地域情報化計画策定の進め方について <p>第1回情報化推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員囑託 ・地域情報化を巡る社会環境の変化とその必要性について ・地域情報化計画策定の進め方について
	8月	<p>第2回情報化推進本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下野市における地域情報化の現状と課題について ・庁内職員アンケート結果について ・地域情報化計画の基本的方向性について <p>第2回情報化推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下野市における地域情報化の現状と課題について ・庁内職員アンケート結果について ・地域情報化計画の基本的方向性について <p>「下野市地域情報化計画策定に係るアンケート調査」実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送アンケート 配布数：1,000件、回収数：391件、回収率39.1% ・Webアンケート 回数数：107件
	10月	<p>第3回情報化推進本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート結果について ・市内全域ブロードバンド化の整備手法について ・市地域情報化計画基本構想(案)、基本計画骨子(案)について
	11月	<p>第3回情報化推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート結果について ・市内全域ブロードバンド化の整備手法について ・市地域情報化計画基本構想(案)、基本計画骨子(案)について
	12月	<p>第4回情報化推進本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域ブロードバンド化の整備手法の変更について ・市地域情報化計画・基本構想及び基本計画(案)について
平成20年	1月	<p>第4回情報化推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域ブロードバンド化の整備手法の変更について ・市地域情報化計画・基本構想及び基本計画(案)について <p>下野市地域情報化計画(案)に関するパブリックコメントの実施</p>
	2月	<p>第5回情報化推進本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントへの対応について ・下野市地域情報化計画(実施計画)について <p>第5回情報化推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントへの対応について ・下野市地域情報化計画(実施計画)について(報告)

付録 2 : 用語集

索引	用語	解説
A	A D S L	Asymmetric Digital Subscriber Line の略。電話線の音声伝送に使われていない領域を使って高速なデータ通信を行なう技術の一種。 利用者から見てダウンロードの通信速度は 1.5 ~ 約 50Mbps、逆にアップロードの通信速度は 0.5 ~ 約 12Mbps と、通信方向によって通信速度が異なる。
	C A L S / E C (公共事業支援統合情報システム)	Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce の略。公共事業における調査、設計、契約、施工などの業務の効率的な実施及び品質の向上を図るため、関係者間でやり取りする情報の電子化及び効率的な情報交換・情報共有を目的とした「公共事業支援統合情報システム」のこと。
	C I O	Chief Information Officer の略。情報システムや情報の流通を統括し、I C T 予算に関する権限と人事権などを持つ責任者のこと。
D	D S L	Digital Subscriber Line の略。電話線の音声伝送に使われていない領域を使って高速なデータ通信を行なう技術の総称。A D S L は D S L の一種。
G	G I S	Geographic Information System の略。地理情報システムのこと。ある情報を位置情報を基に管理し、また視覚的に表示することで高度な分析や迅速な判断を可能にする技術の総称。
	G P S	Global Positioning System の略。全地球測位システムのこと。複数の人工衛星からの信号電波を受信して位置を求めるシステム。カーナビゲーションで車の現在位置を調べる等の利用例がある。
I	I C T	Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来より頻繁に用いられてきた「I T」とほぼ同様の意味。国際的には「I C T」が定着している。
	I C タグ	I C チップと小型のアンテナを埋め込み、そこに記録された情報を電波によって直接触れずに読み取る技術のこと。大きさは数 cm 程度で、シールラベル、タグ(荷札)、コイン、キーなど様々な形状のものがある。 医薬品や患者に I C タグを付けて所在確認、取り違い防止などの安全管理のために利用したり、食品に I C タグを付け、産地や賞味期限・流通経路などを管理するなどの利用例がある。 別名 R F I D タグとも呼ばれる。
	I P	Internet Protocol の略。インターネットによるデータ通信を行うための通信規約。

索引	用語	解説
	I P 電話 (I P 内線電話)	インターネット回線を使った電話のこと。インターネット回線は通話料金がかからないため、一般加入電話網を使う通常の電話と比較して通話料金が安い。
	I R U 契約	Indefeasible Right of User の略。関係者すべての合意がない限り、破棄または終了させることができない継続的な使用権に基づいた契約を I R U 契約と呼ぶ。電気通信事業者が自ら光ファイバーを所有することなく、地方公共団体が所有する光ファイバーを I R U 契約に基づいて借り受け、インターネット接続サービスを提供する「公設民営方式」がその代表例。
	I S D N	Integrated Service Digital Network の略。日本では N T T が「 I N S ネット 64」の名称でサービスを提供している。通信速度は A D S L、光ファイバーと比較して大幅に遅くなるが、基本的には、申込みをすれば日本全国何処でも利用することができる。
L	L A N	Local Area Network の略。構内通信網のこと。会社内や学校内、家庭内など同じ建物内にあるパソコンやプリンタを接続し、データ通信を行うネットワークのこと。
P	Pay-easy (ペイジー)	公共料金、携帯電話料金、自動車税、国民年金保険料やインターネットショッピングの購入代金などを、金融機関のインターネットバンキング(インターネット経由で残高確認や振込み等を行う仕組み)や A T M (現金自動預け払い機)から支払えるサービスのこと。
あ	アクセス権	コンピュータの利用者に与えられた、操作権限の総称。利用者ごとに「この情報は利用可能」、「この情報は利用不可」などの操作権限を設定し、情報の利用範囲(公開範囲)を制限することができる。
い	インターネット	個々のコンピュータ通信ネットワークを相互に結び、世界的規模で電子メールやデータ通信などのサービスを行えるようにしたネットワーク。
き	基幹系システム	住民情報、税務、国保・年金、介護・福祉など地方自治の根幹となる業務(基幹業務)に関するシステムの総称。
	共有フォルダ	ネットワークで繋がれたコンピュータを利用する人が、お互いに同じファイルを操作できるように設定したフォルダ(ファイルをいれる箱)の総称。
く	グループウェア	企業等で情報共有を行い、コミュニケーションの効率化を図るソフトウェアの総称。

索引	用語	解説
け	ケーブルテレビ	<p>山間部や離島、人口密度の低い地域などの難視聴地域でもテレビ放送の視聴を可能にするために開発された有線放送サービス。</p> <p>近年は多チャンネル提供サービスや電話サービス、高速インターネット接続サービス、光ファイバー接続サービスなどを提供する事業者が増えている。</p>
こ	固定無線回線	<p>無線によるデータ通信サービス方式の一種。ADSLとほぼ同等の通信速度でデータ通信を行なうことができる。</p>
し	住民基本台帳カード	<p>住民基本台帳(住民票を世帯ごとに編成して作成した台帳のこと)のデータを記録したICカードのこと。</p> <p>希望する個人に交付され、公的な身分証明として使えるほか、証明書自動交付機で住民票の写しや印鑑登録証明書の交付を受けたり、公共施設の予約等を行ったりすることができる。(ただし、提供されるサービスは市町村によって異なる。)</p>
	情報系システム	<p>基幹系業務以外の各種業務を支援するためのシステム。主としてデータの整理や分析などを行う。</p>
	情報リテラシー	<p>情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱うための基本的な知識や能力のこと。</p>
た	ダイヤルアップ	<p>電話回線を利用して、インターネット接続業者が指定する電話番号にダイヤルしインターネットに接続する方法。通常の音声電話が利用できれば利用可能だが、他の方法と比較して接続速度が遅い。</p>
	第三代携帯電話回線	<p>国際電気通信連合によって定められた規格に準拠したデジタル携帯電話のこと。</p>
ち	地理情報システム(GIS)	<p>地図データ上の位置に対し、文字・画像等の情報を結びつけ、視覚的に見せることで、情報の理解を支援するシステムの総称。</p> <p>施設、環境、交通、現在地などの情報を地図データ上に配置し、都市計画や防災などに利用する例がある。</p> <p>(GIS: Geographic Information System の略)</p>
て	デジタルデバイド	<p>インターネットに代表される情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差。情報通信格差とも呼ばれる。</p>
	電子決裁	<p>書類や回議文書や帳票など、紙で行っていた決裁のプロセスを、パソコン上で行えるようにした仕組みのこと。</p> <p>従来の「申請者が手書きの申請書を作成し、決裁者に持っていき印鑑を押す」という作業が不要となり、意思決定の時間が短縮され、紙の利用削減にもなる。</p>

索引	用語	解説
	電子マネー	紙幣や硬貨の様に金銭的な価値を持つ電子データのこと。現金の買物同様、店頭での決済に使われたり、インターネット上での決済に使われることが多い。プラスチックカードや携帯電話に電子データを格納するケースが一般的。E d y、S u i c aなどが有名。
と	トラフィック	ネットワーク上でやりとりされる情報量の総称。
な	ナレッジデータベース	個人が持っている知識（ナレッジ）や、既に体系化された知識（ナレッジ）を複数人で共有し、有効活用するために電子データ・文書等で保存した情報の集合体（データベース）のこと。
は	ハザードマップ	地震、洪水、津波などの自然災害による被害を予測し、その被害範囲等を地図化したもの。 地域の住民が迅速かつ安全に避難できることを目的に、災害の発生地点、被害が想定される区域とその程度、避難場所や避難経路などの情報が地図上に図示されている。
	パブリックコメント	行政機関が条例や計画などの政策の策定の際に、その政策の案を公表し、それに対する意見や情報を市民から広く募集し、寄せられた意見等を考慮して最終的な意思決定を行うこと。
ひ	光ファイバー回線	光ファイバー（太さ 0.1mm ほどのガラスの繊維）を利用した通信回線の総称。通信速度が速く、テレビ電話や動画サービスを利用するのに適している。また、基地局との距離が遠い場合でも安定した通信ができる。
ふ	ブロードバンド	高速インターネット接続を意味する。一般的には ADSL、CATV、光ファイバーなどの高速回線を指す。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多くの人々が利用できるよう、利用者の視点からデザイン・設計すること。

下野市地域情報化計画

平成20年 3月

編集・発行 下野市企画財政課

〒329-0492 栃木県下野市小金井 1127

電話 : 0285-40-5552

URL : <http://www.city.shimotsuke.lg.jp/>